

令和5年11月29日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議 事 日 程 （第4号）

令和5年12月8日（金）午前10時00分開議

第1 報告第1号から第4号並びに
議案第1号から第21号までの
質疑後委員会付託

第2 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第４号）

令和５年１２月８日（金）午前１０時００分 開議

○議長（金坂道人君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
現在の出席議員は１８名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（金坂道人君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

報告第１号から第４号並びに議案第１号から第２１号までの質疑後委員会付託

○議長（金坂道人君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第１「報告第１号から第４号並びに議案第１号から第２１号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第２号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第３号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第４号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第１号「令和５年度茂原市一般会計補正予算（第６号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第2号「令和5年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第3号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第4号「令和5年度茂原市下水道事業会計補正予算（第3号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第5号「茂原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第6号「茂原市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第7号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 印鑑証明を今度コンビニ交付サービスを利用することができるようになるということなんですけれども、これは便利になるんだろうとは思いますが、こういったことが便利になるのでしょうか、伺います。

2つ目が、このコンビニ交付サービスと、窓口でも印鑑証明の交付ができるんですけれども、その値段、市の窓口ですと300円なんですけど、コンビニも同じような金額なのでしょうか。その2点伺いたいと思います。

○議長（金坂道人君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 飯島博美君。

○市民部次長（飯島博美君） 現在、コンビニ交付サービスを利用するには必ずマイナンバーカードをお持ちいただく必要がありますが、電子証明の機能を搭載したスマートフォンを使用することで、マイナンバーカードを携帯しなくてもスマートフォン1つで印鑑登録証明書等が取得できるようになります。

次に、手数料についてでございますが、窓口での交付手数料と同額で、1通300円でございます。以上です。

○議長（金坂道人君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） スマートフォンを使って簡単にできるということなんですけれども、スマートフォンはどういった機種にも対応できるのでしょうか。それが1つ。

さらに、今度コンビニ交付サービス、コンビニに市が委託すると思うんですけれども、その1通にかかる手数料は幾らぐらいでしょうか。この2点伺います。

○議長（金坂道人君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 飯島博美君。

○市民部次長（飯島博美君） 現在のところ、アンドロイドスマートフォンのみが対応となります。

次に、委託手数料についてですが、こちらは1通につき117円でございます。以上です。

○議長（金坂道人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第11号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 今回の職員の給与に関してのことなんですけれども、給与の月額について、改定の対象となる職員数は何人いるのか。また、引上げ額について伺いたいと思います。

○議長（金坂道人君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 菅谷直博君。

○総務部次長（菅谷直博君） 職員数につきましては、暫定再任用職員を含む全ての職員が対象となりますので合計623人となります。

次に、引上げ額でございますが、給料月額につきましては、高卒初任給で1万2000円、大卒初任給で1万700円など、級、号給により1000円から1万2000円の引上げとなります。以上でございます。

○議長（金坂道人君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 給与と期末勤勉手当を合わせて、職員の1人当たりの引上げ額は階層別に見てみると幾らになるのでしょうか、伺いたいと思います。

あと1点、全体の人件費としては、条例改正によってどのくらいの増加になるのでしょうか。その2点伺います。

○議長（金坂道人君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 菅谷直博君。

○総務部次長（菅谷直博君） 階層別の引上げ額につきましては、部長級職員で約6万7000円、課長級で約6万1000円、係長級で約4万9000円、係員、3級主事で約5万2000円など、平均約5万3000円の増でございます。

次に、人件費全体での影響ですが、全体では約1億149万5000円の増を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（金坂道人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第12号「茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 今回の改定の対象となる会計年度職員の数、何人いらっしゃるのか。また、引上げ額について伺いたいと思います。

さらに、会計年度任用職員の方、以前はこうした引き上がったあれも翌年度から改定していたように思うんですが、今回は4月に遡って改定するとした経緯があります。そこら辺のところをお示ししていただければと思います。

○議長（金坂道人君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 菅谷直博君。

○総務部次長（菅谷直博君） 職員数につきましては、全ての会計年度任用職員が対象となりますので、約220人の給料額が引上げとなります。また、フルタイムの場合ですと、給料月額が9000円から1万2000円の増となります。

また、引上げの時期につきましては、本年5月に国から指針が示されまして、正職の給与改定がされた場合、会計年度任用職員の給与改定は、その実施時期を含め正職に準ずるのが妥当とされましたので、正職と同様に令和5年4月に遡って改定を行うよう変更したものでございます。以上です。

○議長（金坂道人君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 会計年度任用職員については、一時金の引上げはされるのでしょうか。

それが１点。

２点目は、仮に現在の会計年度任用職員全員に勤勉手当を支給した場合、人件費はどれぐらいの増額になるのでしょうか。この２点を伺いたいと思います。

○議長（金坂道人君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 菅谷直博君。

○総務部次長（菅谷直博君） 条例で期末手当の支給率は一般職職員に準ずると定めており、今回一般職職員が0.05か月分引き上げられますので、同様に引上げを行います。なお、勤勉手当につきましては来年度からの支給となります。

それから、引上げの影響額でございますが、本年度の人員ベースで約7500万円の増となります。以上でございます。

○議長（金坂道人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第13号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第14号「茂原市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第15号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第16号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第17号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第18号「茂原市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第19号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」質疑

を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第20号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第21号「指定管理者の指定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号並びに議案第20号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、議案第19号並びに議案第20号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第2「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明9日から13日まで報告書作成等のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は14日午後1時から開き、議案並びに請願・陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前10時17分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 報告第1号から第4号並びに議案第1号から第21号までの質疑後委員会付託

2. 休会の件

○出席議員

議長 金坂道人君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
8番	石毛隆夫君	9番	岡沢与志隆君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
16番	中山和夫君	17番	細谷菜穂子君
18番	鈴木敏文君	19番	平ゆき子君
20番	ますだよしお君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事	鈴 木 祐 一 君
総 務 部 長	渡 邊 正 統 君	企 画 財 政 部 長	佐久間 尉 介 君
市 民 部 長	中 田 喜一郎 君	福 祉 部 長	平 井 仁 君
経 済 環 境 部 長	飯 尾 克 彦 君	都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君
教 育 部 長	中 村 一 之 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	菅 谷 直 博 君
企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	佐久間 栄 一 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	飯 島 博 美 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼 島 啓 太 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	小 高 一 宏 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	白 井 高 君	都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	高 橋 啓 一 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	白 井 康 史 君	職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君
財 政 課 長	安 田 博 彦 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	宮 本 弘 美
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦